

(4) 関東労働者組合川口支部より十五日正午頃約十名  
未援助勢スル處アリタリ

(5) 其ノ他火崎町民ニシテ争議団第一本部附近商人ヨリ  
別記(1)ノ如キ嘆願書ヲ所轄火崎署長ニ呈出シ争議  
団設置ニヨル營業ノ妨害及兒童ニ対スル悪影響ヲ憂慮シ  
之ヲ移轉方陳情セリ

五、経過

(1) 従業員同盟本部ニ於テハ十四日実行委員会ノ決議  
ニヨリ右一時ヨリ第一本館内ニ於テ演藝其ノ他余  
興ヲ催シ今三時終了十五日ノ実行委員会ヨリ申合  
タル洗足池畔ノピクニックハ右一時三十分本部出

發三々伍々乗合自動車及池上電車ニテ目的地ニ向  
ヒタルカ出發ノ際不穩ノ言動アリタル

新下流橋所角第一五八

自由労働者 佐藤英昌 南廿八年

東調布町第六三二

元星會社員 河内山文雄 南廿九年

荏原町中延四五七

白石全治 南廿三年

千駄ヶ谷町九〇二

関東労働者組合 村雲甚太郎 南廿八年

山名川區柳町二一

谷川三枝 南廿五年